

知多市障がい福祉サービス従事者育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知多市障がい福祉サービス従事者育成支援事業補助金（以下「補助金」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第3項第3号の規定に基づき、障害者等の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有する人材の育成及び確保のため、従事者等に障害福祉サービス等資格取得研修を受講させた障害福祉サービス等事業者に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、知多市補助金等交付規則（平成4年知多市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかの事業を行う者であって、市内に当該事業所を有するものとする。

- (1) 法第5条第1項に規定する障害福祉サービス（療養介護及び施設入所支援を除く。）
- (2) 法第5条第27項に規定する移動支援事業（以下「移動支援事業」という。）及び知多市障害者移動支援事業等実施要綱第2条第2号に規定する日中一時支援事業
- (3) 法第5条第19項に規定する特定相談支援事業

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、従事者等（市内の事業所に3か月以上継続して勤務している者に限る。以下同じ。）に、次に掲げる研修のうち市長が適当と認める研修（以下「補助対象研修」という。）を受講させる事業とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修
- (2) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に規定する喀痰吸引等研修

- (3) 「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）」に規定する重度訪問介護従業者養成研修、同行援護従業者養成研修及び行動援護従業者養成研修
- (4) 「厚生労働大臣が定める施設基準（平成24年厚生労働省告示第269号）第2号の2に規定する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）及び同基準第13号の2に規定する強度行動障害支援者養成研修（実践研修）（以下「強度行動障害支援者養成研修」という。）
- (5) 「指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第225号）」等に規定する相談支援従事者初任者研修、相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員研修（以下「相談支援従事者研修」という。）
- (6) 「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第544号）」に規定するサービス管理責任者基礎研修、実践研修及び更新研修（以下「サービス管理責任者研修」という。）
- (7) 「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）」に規定する児童発達支援管理責任者基礎研修、実践研修及び更新研修（以下「児童発達支援管理責任者研修」という。）
- (8) 移動支援事業に従事するために必要な知識及び技能を修得するための研修（以下「移動支援従事者養成研修」という。）
- (9) その他国又は地方公共団体が福祉事業所等の従事者を対象に実施する研修の内、市長が認めるもの

2 補助事業の内容、補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

（交付申請及び実績報告）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、知多市障がい福祉サービス従事者育成支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、補助対象事業完了後、3か月以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払を証する書類
 - (2) 補助対象研修の修了を証する書類
 - (3) 当該事業所の従事者であることを証する書類
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (交付決定及び額の確定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定する。この場合において、交付すべき補助金の額の確定は、交付の決定をもって行ったものとみなし、知多市障がい福祉サービス従事者育成支援事業補助金交付決定通知書件確定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第7条 補助金は、額の確定後に交付するものとし、第5条の規定により通知を受けた者は、市長が指定する期日までに、知多市障がい福祉サービス従事者育成支援事業補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

(報告の徴収等)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象者に対し、補助対象事業の実施状況について報告を求め、又は職員に当該実施状況について調査若しくは質問をさせることができる。この場合において、補助対象者は、正当な理由がない限り、これらを拒んではならない。

(委任)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき、現に補助金の交付の決定を受けた補助事業に係る規定については、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

補助事業の内容	補助率及び補助限度額	補助対象経費
<p>1 居宅介護従事者等研修</p> <p>(1) 介護職員初任者研修</p> <p>(2) 生活援助従事者研修</p> <p>(3) 喀痰吸引等研修</p> <p>(4) 重度訪問介護従業者養成研修</p> <p>(5) 同行援護従業者養成研修</p> <p>(6) 行動援護従業者養成研修</p> <p>(7) 強度行動障害支援者養成研修</p> <p>(8) 移動支援従事者養成研修</p>	<p>2分の1以内</p> <p>ただし、補助金の限度額は、20,000円以内とする。</p>	<p>従事者の補助対象研修の受講料（教材費及び実習費を含む。）</p>
<p>2 相談支援従事者研修</p> <p>3 サービス管理責任者研修</p> <p>4 児童発達支援管理責任者研修</p> <p>5 その他国又は地方公共団体が福祉事業所等の従事者を対象に実施する研修</p>	<p>2分の1以内</p> <p>ただし、補助金の限度額は、30,000円以内とする。</p>	

第1号様式（第4条関係）

知多市障がい福祉サービス従事者育成支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

法 人 名

代表者氏名

電 話 番 号

知多市障がい福祉サービス従事者育成支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、添付書類を添えて次のとおり申請します。

交 付 申 請 額			円
事 業 所 名			
所 在 地			
サ ー ビ ス 種 別			
補 助 対 象 研 修	研 修 名		
	受 講 年 月 日		
	受 講 者 氏 名		
	雇 用 年 月 日		

※添付書類

- (1) 補助対象経費の支払を証する書類（領収書の写し、支払証明書等）
- (2) 補助対象研修の修了を証する書類（修了証明書等）
- (3) 当該事業所の従事者であることを証する書類（契約書、雇用証明書等）
- (4) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第5条関係）

知多市障がい福祉サービス従事者育成支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書

知多市 指令 第 号

年 月 日

様

知多市長

印

年 月 日付けで交付申請及び実績報告のありました補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、知多市障がい福祉サービス従事者育成支援事業補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

補助対象研修	研 修 名	
	受講者氏名	
交付決定額		円
交付の条件		

第3号様式（第7条関係）

知多市障がい福祉サービス従事者育成支援事業補助金交付請求書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所
法 人 名
代表者氏名
電 話 番 号

年 月 日付け知多市 指令 第 号で補助金の交付決定及び補助金額
の確定を受けた補助事業について、次のとおり請求します。

請求金額				円
振込口座	金融機関名			
	店 名			
	預 金 種 別		口 座 番 号	
	フリガナ			
	口座名義人			